

第5章 その他規則で定める事項

5-1 対象事業を実施するために必要な許認可等

対象事業を実施するために必要な許認可等を表 5-1.1に示す。

表 5-1.1 対象事業を実施するために必要な許認可等

申請・届出の名称	許認可等を行う者	関係法令
建築確認申請書	京都府山城北土木事務所	建築基準法
一般廃棄物処理施設設置届出書	京都府山城北保健所長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設設置届出書及び水銀排出施設設置届出書	京都府山城北保健所長	大気汚染防止法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設設置届出書	京都府山城北保健所長	水質汚濁防止法
自家用電気工作物の工事計画の届出書及び自家用電気工作物の保安規定の届出書	中部近畿産業保安監督部長	電気事業法
特定施設設置届出書及び除害施設設置届出書	公共下水道管理者（京田辺市長）	下水道法、京田辺市公共下水道条例
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	京都府山城北保健所長	土壌汚染対策法
宅地造成に関する工事の許可申請書	京都府知事	宅地造成等規制法

5-2 配慮書に関する業務の委託先の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所

代表者：橘高 崇治

所在地：京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646